

平成 22 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（ 総務省 ）

制 度 名	試験研究費の額が増加した場合等の法人税額等の特別控除（R&D）の延長	
税 目	所得税（租税特別措置法第 10 条第 6 項） 法人税（租税特別措置法第 42 条の 4 第 9 項、第 68 条の 9 第 9 項）	
要 望 の 内 容	<p>試験研究費の増加額に係る税額控除または売上高に占める割合が 10% を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用が可能となる措置について、適用期限の延長を行う。</p>	
	減収見込額 （平年度）	－ 百万円 (23,325 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	<p>(1) 政策目的 我が国のリーディング産業である情報通信産業における民間研究開発投資を促し、イノベーション創出を促進させることにより、民間における情報通信技術の進展、新規事業及び雇用の創出、情報通信サービスの高度化・多様化の実現、情報通信技術の普及による生産性・利便性の向上、国際競争力の強化及び民需主導の持続的な経済成長を実現する。</p> <p>(2) 施策の必要性 情報通信技術の研究開発の促進は、情報通信産業を発展させるのみならず、その効用は製造、流通、医療・福祉、教育等あらゆる産業・社会分野に及ぶものであり、その中でも、民間主体による情報通信技術の研究開発は、主に国民の多様なニーズに応えるサービス等の実現を前提としたものであり、その果たすべき役割は大きい。 また、情報通信産業は技術先導型の特性を強く持つにも関わらず、一般にその技術研究開発は研究開発要素に富み、必要な設備も特殊かつ高額で多額の投資を要し、先端性・リスク性が高い等、事業者の研究開発投資に対する多くの障害があることから、本税制を延長することにより、研究開発の推進を図っていくことが必要である。 さらに情報通信分野の試験研究においては、多くの人手と継続的な実施が必要となり、試験研究費は増加する傾向にあることからその負担を軽減することが必要となる。</p> <p>(3) 要望の措置の妥当性 情報通信分野における研究ニーズはますます増加・多様化すると考えられ、我が国経済の進展及び産業競争力強化を図るためには、我が国のリーディング産業たる情報通信産業において革新的な新技術の創出を強力に推進する必要がある。このため補助金や金融支援といった特定事業者に対する支援措置に加え、包括的に当分野の民間研究開発の積極的投資へのインセンティブを与える当制度は政策手段として妥当である。さらに、今後の我が国の産業・社会変革を担う情報通信技術の研究開発への支援措置はその成果が新サービス・新事業に結びつき、特定事業者への支援措置に留まらない高い公益性を持つものであり、当制度は政策目的においても妥当である。</p>	

今回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	政策評価体系における位置付け	(総務省政策評価基本計画(平成19年総務省訓令第60号)) オ 情報通信(ICT政策) ① 情報通信技術の研究開発・標準化の推進																																																																	
	政策の達成目標	情報通信分野における研究開発投資の安定的拡大を維持していくため、以下の政策目標の達成を図る。 ・ 情報通信分野の新規事業の創出 ・ 情報通信サービスの高度化・多様化の実現 ・ 情報通信技術の普及による産業・社会改革の推進																																																																	
	租税特別措置の適用又は延長期間	適用期間を平成24年3月31日まで延長。																																																																	
	同上の期間中の達成目標	平成22年度以降における研究開発投資額の伸び率が增大するよう、情報通信分野の民間の研究開発投資の拡大の実現を図る。																																																																	
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	○中小企業技術基盤強化税制 ○特別試験研究に係る税額控除制度																																																																	
	予算上の措置等の要求内容及び金額	戦略的情報通信研究開発推進制度(委託費:概算要求額18億円) 競争的な研究開発環境の形成により、情報通信技術のシーズの創出と研究開発力の向上等を図るため、戦略的な重点目標に沿った独創性・新規性に富む研究開発を推進する競争的研究資金制度。																																																																	
上記の予算上の措置等と要望項目との関係	戦略的情報通信研究開発推進制度は、公募によるため採択された研究者(研究機関)のみに対する措置であり、予算規模には限界があるため、支援範囲に限られるが、本税制による措置は、研究を実施する者を広く対象として支援することができる点で政策手段として大きな相違がある。																																																																		
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	<p>我が国は、主要先進諸国の中で最高水準の対GDP民間研究開発投資比率を維持している。</p> <p>主要国の対GDP民間研究開発投資比率 (単位:%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>2003年</th> <th>2004年</th> <th>2005年</th> <th>2006年</th> <th>2007年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>日本</td> <td>2.40</td> <td>2.38</td> <td>2.54</td> <td>2.63</td> <td>2.68</td> </tr> <tr> <td>中国</td> <td>0.71</td> <td>0.82</td> <td>0.91</td> <td>1.01</td> <td>1.07</td> </tr> <tr> <td>韓国</td> <td>2.00</td> <td>2.18</td> <td>2.29</td> <td>2.49</td> <td>2.65</td> </tr> <tr> <td>アメリカ</td> <td>1.84</td> <td>1.79</td> <td>1.83</td> <td>1.89</td> <td>1.93</td> </tr> <tr> <td>イギリス</td> <td>1.11</td> <td>1.06</td> <td>1.06</td> <td>1.08</td> <td>1.15</td> </tr> <tr> <td>カナダ</td> <td>1.16</td> <td>1.19</td> <td>1.15</td> <td>1.11</td> <td>1.05</td> </tr> <tr> <td>ロシア</td> <td>0.87</td> <td>0.88</td> <td>0.79</td> <td>0.73</td> <td>0.72</td> </tr> <tr> <td>フランス</td> <td>1.36</td> <td>1.36</td> <td>1.30</td> <td>1.32</td> <td>1.31</td> </tr> <tr> <td>ドイツ</td> <td>1.76</td> <td>1.74</td> <td>1.72</td> <td>1.77</td> <td>1.77</td> </tr> <tr> <td>イタリア</td> <td>0.52</td> <td>0.52</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> <td>0.55</td> </tr> </tbody> </table> <p>(出典: OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」)</p>		2003年	2004年	2005年	2006年	2007年	日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68	中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07	韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65	アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93	イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15	カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05	ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72	フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31	ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77	イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55
	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年																																																														
日本	2.40	2.38	2.54	2.63	2.68																																																														
中国	0.71	0.82	0.91	1.01	1.07																																																														
韓国	2.00	2.18	2.29	2.49	2.65																																																														
アメリカ	1.84	1.79	1.83	1.89	1.93																																																														
イギリス	1.11	1.06	1.06	1.08	1.15																																																														
カナダ	1.16	1.19	1.15	1.11	1.05																																																														
ロシア	0.87	0.88	0.79	0.73	0.72																																																														
フランス	1.36	1.36	1.30	1.32	1.31																																																														
ドイツ	1.76	1.74	1.72	1.77	1.77																																																														
イタリア	0.52	0.52	0.55	0.55	0.55																																																														

<p>租税特別措置 の適用実績</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・減収額実績（うち、税法上の中小企業分） <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度 1,046億円（21億円） 平成16年度 4,242億円（147億円） 平成17年度 5,663億円（307億円） 平成18年度 5,820億円（305億円） 平成19年度 6,269億円（167億円） <p>（出典： 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」）</p> <p>（参考）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年度 6,510億円 平成21年度 2,540億円 <p>（財務省による減収額試算）</p> ・利用実績（うち、税法上の中小企業分） <ul style="list-style-type: none"> 平成19年度 8,479事業年度（5,747事業年度） <p>（出典： 国税庁 会社標本調査結果「税務統計から見た法人企業の実態」）</p> <p>（注）上記統計及び同統計における決算期間別の法人数から見て、研究開発税制の利用企業数では、中小企業が6割強を占めると推測される。なお、平成18年度以前の会社標本調査においては、事業年度に係るデータが表記されていない。</p> ・平成20年度の利用実績（利用実態調査より） <ul style="list-style-type: none"> ○増加型：企業数； 65社、控除金額； 12,734百万円 ○高水準型：企業数； 10社、控除金額； 3,126百万円 （○総額型：企業数； 230社、控除金額； 161,646百万円） <p>※利用実態調査の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査時期：平成21年6月～8月 ・送付（社数）：2,000社 ・回収数：546社（回収率27.3%。同546社の研究開発費総額が我が国民間研究開発費総額に占めるカバー率（平成19年度）：66.9%）
<p>租税特別措置 による政策 の達成目標の 実現状況等</p>	<p>企業の研究開発費の推移（うち、税法上（資本金1,000万円以上1億円未満）の中小企業分）【実質GDPに対する民間研究開発費%】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度： 114,969億円（2,862億円）【2.36%】 平成15年度： 117,047億円（6,444億円）【2.40%】 平成16年度： 118,479億円（4,823億円）【2.38%】 平成17年度： 127,272億円（5,347億円）【2.54%】 平成18年度： 133,107億円（5,004億円）【2.63%】 平成19年度： 138,030億円（4,026億円）【2.68%】 <p>（出典： 総務省「科学技術研究調査報告書」、OECD「Main Science and Technology Indicators 2009/01」）</p>

<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>平成20年度以降における研究開発投資額の伸び率が增大するよう、情報通信分野の民間の研究開発投資の拡大の実現を図る。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>概ね達成している。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和42年度 創設 増加した試験研究費の25%税額控除 昭和43年度 拡充 12%を越える増加分…50%税額控除 12%以下増加分……………25%税額控除 昭和49年度 縮減 15%を越える増加分…50%税額控除 15%以下増加分……………25%税額控除 昭和51年度 縮減 増加した試験研究費の20%税額控除。 昭和60年度 拡充 基盤技術研究開発促進税制の創設。 中小企業技術基盤強化税制の創設。 昭和63年度 拡充 特定株式の取得価額の20%を増加試験研究費として特別加算。 平成5年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の創設。 (共同試験研究促進税制の創設) 平成6年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充。 (国際共同試験研究促進税制の創設) 平成7年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充。 (大学との共同試験研究を追加) 平成9年度 拡充 特別試験研究費税額控除制度の拡充。 (大学との共同試験研究を行う民間企業が自社内で支出する試験研究費を税額控除の対象に追加) 平成11年度 拡充 比較試験研究費の額を過去5年間の各期の試験研究費の額の多い方から3期分の平均額とし、当期の試験研究費の額を超える場合(当期の試験研究費の額が、基準試験研究費の額〔前期及び前々期の試験研究費の額〕を越える場合に限る)には、その比較試験研究費の額を超える部分の金額の15%相当額を税額控除する)制度へ改組。 特別税額控除限度額を当期の法人(所得)税額の12%相当額(特別試験研究の額がある場合には、その支出額の15%相当額を加算することとし、当期の法人(所得)税額の14%相当額を限度)に変更。 縮減 基盤技術研究開発促進税制及び事業革新円滑化法の特定事業者に係る特例の廃止。 平成13年度 拡充 特別試験研究費の範囲に研究交流促進法の試験研究機関等に該当する特定独立行政法人との共同試験研究を加える。 縮減 伝統的工芸品産業の振興に関する法律の製造協同組合等が賦課する負担金の廃止。 平成15年度 創設 試験研究費総額の一定割合の税額控除制度の創設 平成18年度 創設 試験研究費の増加額に係る税額控除制度の創設。</p>

	<p>縮減 税額控除率の2%上乗せ措置の廃止。</p> <p>平成20年度 創設 試験研究費の増加額×5%を税額控除（増加型）する制度の創設。</p> <p>売上高の10%を超える額×一定比率を税額控除（高水準型）する制度の創設。</p> <p>平成21年度 拡充 産業技術力強化法の一部改正に伴い、改正後の同法に規定する試験研究独立行政法人と共同して行う試験研究に係る費用及び同法人に委託する試験研究に係る費用を加える。</p> <p>拡充 （経済対策）試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、</p> <p>①平成21、22年度において税額控除ができる限度額を、当期の法人税額の20%から30%に引き上げる。</p> <p>②平成21、22年度に生じる税額控除限度超過額について、平成23、24年度において税額控除の対象とすることを可能とする。</p>
--	---